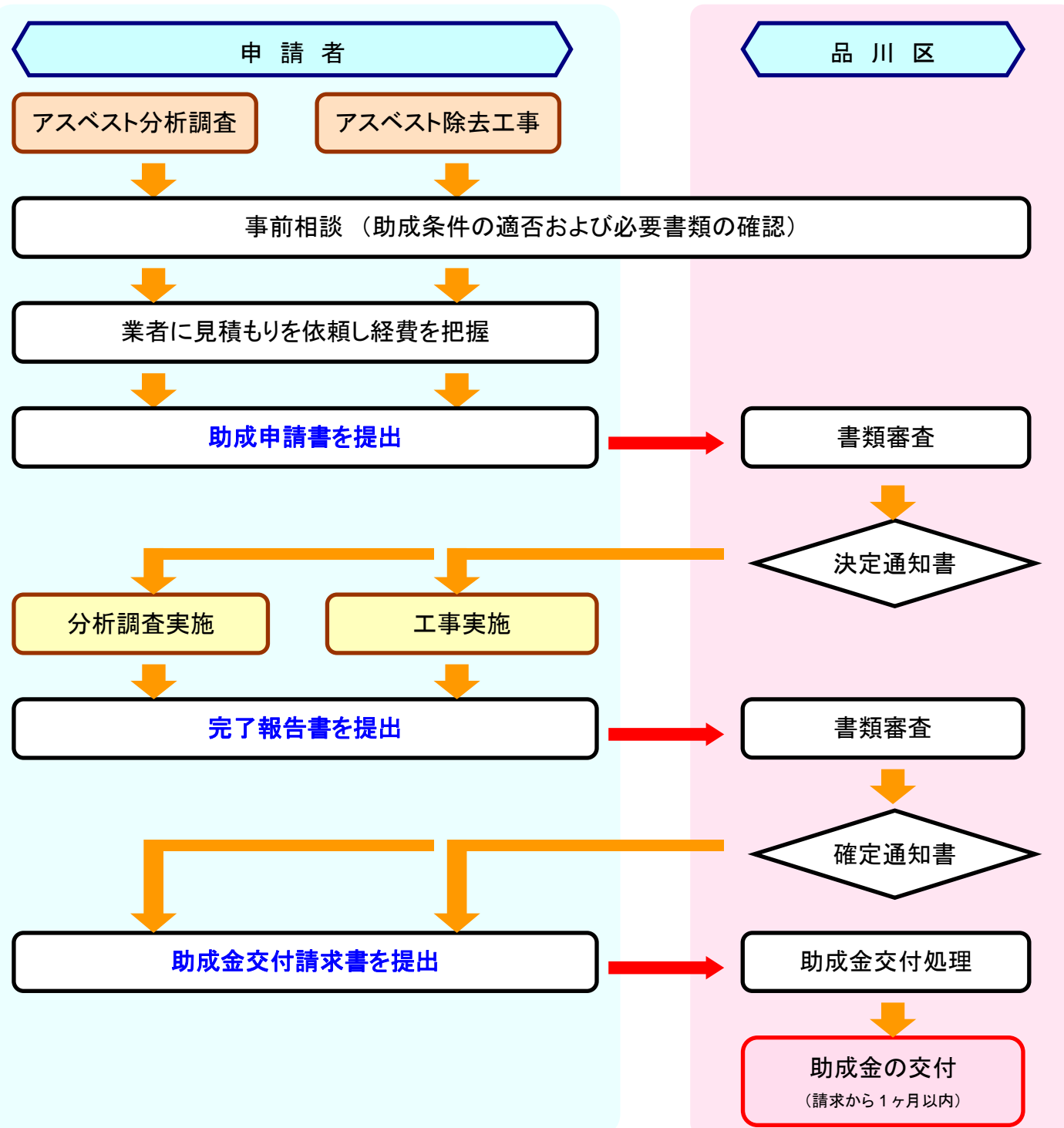


助成手続きの流れ



アスベスト対策 助成事業

～吹付けアスベストの分析調査・除去～



(東京都環境局 HP より記載)

この事業は、品川区内の建築物等におけるアスベスト（石綿）分析調査や除去工事に対し助成を行うことで、アスベスト対策を促進し、区民の不安や健康被害の防止を目的とする事業です。

国の社会資本整備総合交付金の要綱改正に伴い、平成 29 年度に向け、品川区の要綱改正を検討してまいりますので、今後の動向にご注意ください。

※ このパンフレットは品川区内向けに作成したものです。

「アスベスト対策助成事業」

平成 25 年 4 月 作成
平成 28 年 6 月 改訂



品川区 都市環境部 環境課 指導調査係

〒140-8715 品川区広町 2-1-36
 電話（直通）： 03-5742-6751
 F a x : 03-5742-6853
 ホームページ： <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

1. 助成対象

(1) アスベスト分析調査費（吹付け・吹付けロックウール）

(2) アスベスト除去工事費（アスベスト含有吹付け材）

※アスベスト含有成形板など、吹付け材でない物は助成の対象となりません。

2. 助成金額

(1) アスベスト分析調査費（吹付け・吹付けロックウール）

含有分析調査費の10/10相当

★上限25万円/棟

(2) アスベスト除去工事費（アスベスト含有吹付け材）

除去工事費の2/3相当

★上限300万円/棟

※1000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

※1、2共に添付書類に関する費用は、助成対象外です。

3. 助成対象者・助成対象建築物等

区内の対象建築物所有者

区内の住宅・事務所・作業所・店舗・倉庫・駐車場等

平成28年度から建築物石綿含有建材調査者の関与が助成の要件になりました。

4. 申請様式

品川区役所環境課窓口で配布いたします。また、品川区ホームページからダウンロードすることができます。

※申請は事前申請です。

分析調査後及び除去工事後の申請はできませんのでご注意ください。

※申請期間は毎年度1月10日までです。

（ただし完了報告書を3月10日までに提出できることを条件とします。）

5. 助成の決定

申請書を提出した後、区の審査を経て、品川区アスベスト対策助成金交付決定通知書が送付されます。助成決定後、分析調査又は工事を行います。

6. 完了報告書の提出

分析調査または工事完了後、速やかに下記の書類を2部（正本・副本）ご提出ください。

(1) 品川区アスベスト対策完了報告書

(2) 支払い内訳書

(3) 一部または全額の領収証

※その他、状況に応じ提出書類が異なります。環境課よりご案内いたします。

7. 交付額の確定

完了届を提出した後、区の審査を経て、品川区アスベスト対策助成金確定通知書が送付されます。

8. 助成金の請求・支払い

交付額確定の通知を受けた後、品川区アスベスト対策助成金交付請求書に振込先口座の情報を記載の上、環境課にご提出ください。受け付け後、1ヶ月程度で指定された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

※偽りその他不正な手段により交付決定を受け、助成金を交付されたときは、決定を取り消し、返還を命じる場合があります。

◆◆◆◆◆申請に必要な書類◆◆◆◆◆

下記の書類を2部（正本・副本）ご提出ください。

建築物の位置図（1/25,000以上）区域を赤色で表示すること

区域図（1/2,500以上）区域を赤色で表示すること

建築確認通知書及び検査済証の写し（建築台帳記載事項等）

建築物の配置図

平面図（アスベスト等施工場所を表示）

現況写真（建築物外観及び吹付けアスベスト等施工場所）

建物の所有権を証する書面

共同住宅の場合は決議を証する書面

複数の会社からの見積もり書類（アスベスト分析調査は2者以上、アスベスト除去工事は3者以上）

建築物等が共有に属する場合は、共有者全員の同意書

建築物等の所有者が個人の場合は、住民票（世帯全員分）及び直近の年度区市町村税の納付状況がわかるもの（世帯全員分）

建築物等の所有者が法人の場合は、法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し及び常時使用する従業員の数を確認できる資料

アスベスト除去工事の場合は、分析結果報告書等の吹付けアスベストが確認できるもの

建築物石綿含有建材調査者の関与を示す書類として、講習修了証の写しを提出するか、予定する建築物石綿含有建材調査者と事業者名を明らかにすること

※必ず事前に環境課へご相談ください